

「市民を守る魅力ある消防団づくり」基本計画

消防本部では、消防団の活性化を図る対策として、消防団正副団長会議から委任を受けてワーキンググループを設置し、「市民を守る魅力ある消防団づくり」のための評価と提案を示しました。消防団ではこれを受けて部長会議及び正副分団長会議において協議を重ね、最終的には、正副団長が主管する基本計画策定会議において、基本計画を策定したものです。

第1 消防団の組織改革

鹿角市消防団は、昭和62年から5カ年計画で実施された、消防団再編成計画により現在の17分団38部に至っているが、分団名称の統一と密集地の変貌や人口の減少などによる最小限の組織再編を進めます。

(1) 分団名称から地区名を削除し、第1から第17分団の一連番号制とします。

- ① 第1分団～第4分団は、現在の花輪第1分団～第4分団。
- ② 第5分団～第6分団は、現在の尾去沢第1分団～第2分団。
- ③ 第7分団～第11分団は、現在の八幡平第1分団～第5分団。
- ④ 第12分団～17分団は、現在の十和田第1分団～第6分団。

(2) 十和田第1分団の第4部（中野・蟹沢・柏野）は第1部（毛馬内密集地）と同一市街地化しているので統合し、三部に統一をします。また、人口減により団員確保が困難視される十和田第2分団は第1分団との統合を検討します。この場合の欠番となる分団は、女性消防団員などの機能別団員の分団枠を採用します。

(3) 地域防災の要となっている消防団員は、常備消防が整備されている現在においても、なお重要な役割を果たしていることと、市町村国民保護計画では、消防団は有事における地域住民の避難誘導を任務とする大きな役割が示されていることから、892人の定員を堅持します。

(4) 定員管理については、部や分団に欠員を生じた場合には、地域で定員を管理できる地域枠定員制を導入します。

第2 消防団員の確保と処遇改善

産業就業構造の変化に伴う、団員のサラリーマン化や地域社会への帰属意識の低下等により、団員不足は深刻な問題となっていますが、これらの諸問題を解決する対策として、女性消防団員や新消防協力員制度、事業所チームなどの機能別団員の採用を進めます。また、機能別団員の定数については、各部から1名の協力枠をいただいて、38名体制とします。

(1) 女性消防団員の採用

女性の入団は、消防団の活性化に大きな効果を上げていることは全国的にも高く評価されていることから、カラーガードチームを含めて20名ほどを採用して消防団本部付き、または特定の分団として各種行事や火災予防の普及などの活動を目指します。

(2) 新消防協力員制度の採用

定年前に退団した団員が元の分団等に再登録し、災害時のみに団員として協力できるもので、身分の保障と出動手当を支給する制度を進めます。

(3) 事業所チームの採用

事業所等の自衛消防隊等の中から5名一組で編成し、機能別団員として特定の地域に限って有事に出動するチームの採用を進めます。チームは3チーム程度の編成とし、事業所が所在する地域の分団に所属して、有事の連携体制をとります。

(4) 出動手当の改定

出動手当の支給額を、将来的に1,700円から2,000円(県平均、約2,100円)を目途に検討します。

(5) 夏服等の採用

現在、正副分団長に支給している盛夏服は、服制基準が改正されたことにより新基準の夏服の採用を進めます。また、略帽についても若い団員からの強い要望に応え、アポロキャップの採用を進めます。更に各分団が独自の特色あるワッペン及び既に普及がみられる防寒衣の着用を取り入れます。

第3 施設・装備の適正配置と譲渡

先の再編成計画の実施により今日の消防体制となっているが、密集地の人口減や道路網整備による地理の変貌、及び「消防力の整備指針」（平成17年改正）により、守備範囲が再考されています。また、自主防災組織の育成強化が求められていることから再考の対象となる機械と施設については、自主防災組織への移譲を進めます。有事にあたっては消防団員が防災リーダーとなり、自主防災組織と「共動」の理念に基づく連携を図りながら、地域を守る体制づくりを進めます。

（1）器具置き場の整備

地域の事情により、規模や間取り等が統一されていなかった器具置き場に、団員の休憩スペースを設けた整備を進めます。

（2）小型動力ポンプと器具置き場の移譲

別表1により、隣接するポンプ自動車や小型動力ポンプ付き積載車の守備範囲内にある小型動力ポンプ16台と、器具置き場15施設を自主防災組織への譲渡を進めます。

（3）軽積載車の導入

別表1により、隣接するポンプ自動車や小型動力ポンプ付き積載車の守備範囲内にある積載車（普通貨物）6台は、車両更新時に軽積載車（軽貨物）への整備を進めます。

第4 教養訓練の充実と訓練大会及び出初め式の簡素化

これまで本市では、消防訓練大会の地区大会と市大会を廃止して支部大会一本制とするなどして団員の負担軽減策を講じてきたが、更に各種行事や出初め式における表彰式の時間短縮やパレードの簡素化に向けて、市民と連携した体制を進めます。

（1）団員による訓練大会の運営

平成18年度から、支部訓練大会等では団員が大会運営に参画する体制づくりを始めたが、更に時間短縮化を含めて、団員と職員及び婦人防火クラブや自主防災組織等との「共動」の理念に基づく大会運営を進めます。

(2) 防火週間行事の充実

防火週間中の啓発行事として春の週間中は消防団全隊の合同訓練を、また、秋の週間は地区単位で訓練を実施しているが、これを春には「出場区分」による訓練として団および消防本部署との連携する合同訓練を進めます。一方、秋の訓練は、各分団が地域の自主防災組織や自治会、更には事業所などと連携して行う訓練の取り組みを進めます。

(3) 出初め式の簡素化

出初め式のあり方については、近年団員から各々意見が出されていることから、時間短縮を図り簡素化を進めます。また、団員、消防職員および市民が共に参加できる出初め式の運営を進めます。

(4) 教養研修の強化

車両操縦・ポンプ運用・点検整備・救命講習などについては、「どこさでも講座」に準じた研修体制を図り、更にサラリーマン団員のために、夜間や日曜日等に消防署所を開放しての研修体制を進めます。

(5) 資格取得への支援体制

危険物取扱者試験を受験する団員には、消防職員による予備講習会の開催を図ります。また、防火管理者の資格を取得したい団員には、鹿角市単独で講習会を開催する支援体制を進めます。

第5 新出場計画の確立

現行の出場区分は分団の管轄区域を所轄としているが、別表3により、第1出場の守備範囲を基本的に、分団管轄区域のほぼ中心から半径およそ4キロメートルを第1出場の守備範囲として区分します。

(半径4キロメートルの根拠は、毎時53キロメートル「市街地及び山間地走行時速」で、約4、5分以内で現場到着を想定したものです。)

(1) 第1出場の口数強化

出火建物の防禦と隣接建物への類焼防止に10口以上、水利中継に3口以上を配備して、初動体制で十分に余裕の持った消防力とします。

なお、口数はポンプ車で2口放水、小型動力ポンプで1口放水を基本とします。

(2) 第2出場体制の整備

異常気象や特異火災などにより被害拡大が想定される場合には、延焼阻止に5口以上、水利確保に3口以上の増強をします。

第6 消防本部との「共動」

消防署十和田分署と十和田第1分団の「共動」を進めます。これは交通事故等に救急隊とポンプ車隊が同時出動をして、人命救助を最優先する初動体制をとっていることから、後発する有事に対応するため、現十和田第1分団の小型動力付き積載車を分署に配備をして、団員及び職員が、「共動」理念に基づいた協力体制を進めます。

(1) 「共動」体制

消防署十和田分署と「共動」する名称は、仮称「鹿角市消防団第〇分団共動施設」とし、団員の防火衣等の装備を備えて分署周辺の団員及び職員が有事に駆け付けることが出来る体制とします。また、分署二階を団員に開放して小会議や休憩の出来る、福利面での共同利用を進めます。

なお、現十和田第1分団車庫の積載車のスペースは、昭和12年に配備された、クラシック消防車（ダッチブラザーズ）の保管および展示スペースとして活用して、市民や愛好者に常時、見学できる体制づくりを進めます。

第7 安全管理体制

災害現場等では、消火活動や被災者救出等の活動を裏付ける団員自身の安全管理との両立が求められることから、安全管理規程による組織的な安全管理体制づくりを始め、団員研修等での安全教育などの取り組みを進めます。

(1) 個人装備の充実

消防団員の防火衣などの個人装備は、鹿角市第5次総合計画の実施計画に基づいて、整備を進めます。

(2) ホース乾燥塔の構造変更

耐用年数を超えたり、新たに建設するホース乾燥塔は、従来の三脚式組み立て構造から、ポール式の一体構造に変更して、高所でのホース乾燥作業や打鐘時の昇降危険の解消を進めます。

(3) 安全管理規程等の策定

消防本部と一体となった安全管理規程を策定し、現場等において安全管理を専らとする団員の配置や安全点検表を定めるとともに、現場等においての点検結果を「出動報告」とともに報告する制度を進めます。

(付則)

この計画は、平成19年4月1日から実施する。